

入 札 説 明 書

この入札説明書は、佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物実測等業務委託（以下「本業務」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加者は、次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

- 1 委託業務名 佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物実測等業務委託
- 2 業務内容 委託業務仕様書のとおり

3 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、佐賀県入札参加資格の決定を受け、「令和 7・8 年度佐賀県建設工事施行能力等級表（建設関連業）」（令和 7 年 4 月 1 日現在）の「その他の業種（文化財）」に佐賀県及び（沖縄県を除く）九州各県の本店・支店・営業所が掲載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、審査規則第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、公告に掲載している審査規則による入札参加資格の決定を受けている者を除く。
- (6) 過去 5 年以内に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と本委託業務と同規模の出土遺物の実測・デジタルトレース・デジタル写真撮影業務委託に関する契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。なお、公益財団法人との契約実績は含まない。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第

77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札日時

日 時 令和 7 年 7 月 28 日 (月) 13 時 30 分
場 所 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号
佐賀県庁 新館 11 階 112 号会議室

5 入札の方法

(1) 入札の方法

入札者又はその代理人による「入札書」(様式 7) の直接持参による入札。ただし、代理人が直接持参により入札する場合は、入札前に「委任状」(様式 8) を提出するものとする。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札の撤回

入札者又はその代理人は、提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金

佐賀県財務規則 (平成 4 年佐賀県規則第 35 号) 第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

7 入札の辞退

入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」(様式 9) を提出すること。

- (2) 参加資格通知を受けた者は、入札を辞退するときは、入札執行前まで「入札辞退届」(様式9)を契約担当者等に直接持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

8 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に関する行為を行ってはならない。

9 入札の無効、中止

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
 - ア 参加する資格のない者
 - イ 当該競争について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - エ 金額に記載のないもの又は重複記載のあるものを提出した者
 - オ 頭書金額が訂正されているものを提出した者
 - カ 頭書金額以外の文字または記号の訂正の際の訂正印のないものを提出した者
 - キ 入札者の記名がなく、入札者が判明できないものを提出した者
 - ク 一人で2以上の入札をした者
 - ケ 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は、入札者の負担とする。
 - ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札は、原則3回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167

条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行う。

- (5) 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としないことがある。
- なお、調査にあたっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。